

とやまの美しい森林づくり

公社営林だより

第16号
2024年3月発行



魚津市小菅沼事業地

発行／富山県「美しい森林」事業推進協議会
<https://www.taff.or.jp/utukushiimori/>

公益社団法人富山県農林水産公社 森林部
<https://www.taff.or.jp/>

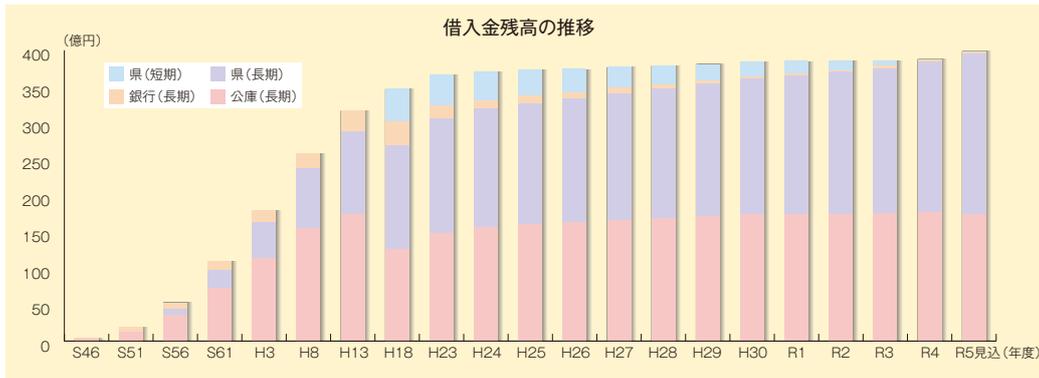
1 経営改善の取り組み

富山県農林水産公社では、次のとおり分収造林事業の経営改善に努めています。

(1) 金利負担の軽減

保育事業に係る経費は、国や県の有利な補助事業を最大限に活用し借入金の削減に努め、また、過去の市中銀行からの借入金については、日本政策金融公庫の低金利融資制度に借り換えを進めています。

これらにより、昨年の金利支払額は、前年度比7百万円の削減となりました。



(2) 収入の増大

国、県の有利な補助事業等を活用して、積極的に利用間伐を推進し、販売収入を確保するとともに、県産材の安定供給に貢献しています。



(3) 分収比率等の見直し（分収造林契約変更の推進）

昭和41年度から取り組んでいる分収造林事業については、木材価格の低迷等により採算性が著しく低下し大変厳しい経営状況にあります。そのため、平成20年度から契約者の皆様に、分収比率の変更（土地所有者：公社 4:6 → 2:8）と契約期間の80年への延長をお願いしています。

令和6年1月末現在、契約件数で944件（契約率95%）、延べ契約者数5,962名（同93%）、契約筆数20,712筆（同90%）の変更契約を締結させていただきました。

土地所有者である分収造林契約者の皆様には、分収割合の見直しと契約期間の延長について引き続きご理解とご協力をお願いします。

●年度別進捗状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R6.1
変更契約件数	71	94	189	185	113	52	59	37	40	20	23	27	26	3	2	3
累計	71	165	354	539	652	704	763	800	840	860	883	910	936	939	941	944
進捗率(%)	7.2	16.7	35.8	54.5	65.9	71.2	77.1	80.9	84.9	87.0	89.3	92.0	94.6	94.9	95.1	95.4

2 令和5年度分収造林事業の実績

国、県からの補助を受けて森林整備を行ってきており、令和5年度は、除伐、利用間伐、枝打ち、作業路開設のほか、既設作業路等の維持管理を実施しました。間伐対象となる森林の減少に加え、梅雨期の豪雨災害で一部箇所の間伐を取りやめたこと等が影響し、利用間伐面積及び間伐材販売金額ともに減少しました。

施業内容	令和5年度実績見込	
	事業量	事業費(千円)
除伐(ha)	3.09	968
間伐(ha)	79.87	35,435
枝打(ha)	12.46	4,989
作業路開設(km)*	12.50	17,807
作業路等補修(km)*	171.89	14,588
計	95.42	73,787



*事業量の計には作業路開設、作業路等補修は含まれません。

高密度の森林作業路を開設し、高性能林業機械（ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等）が活用できるようにすることで、間伐等の森林整備の効率化と木材生産の低コスト化に努めています。



森林作業路の開設

林内作業車や高性能林業機械が通行するための道で、近年は年間15km程度開設しています。



ハーベスタ

立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行うことができます。

J-クレジット制度への取り組み

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適正な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。

公社では、分収造林地において適正な森林整備を継続することにより、二酸化炭素の吸収量を高度に維持しています。

この二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボンオフセットに取り組む企業等に売却し、得られた資金を森林整備の促進等に活用します。

土地所有者(分収造林契約者)の皆様へのお願い

～土地所有権の移転など土地所有者の方に変動はありませんか～

1 土地所有者(分収造林契約者)に変更等が生じた場合のご連絡のお願い

- 【早期に公社へ連絡いただきたい事由】** ※公社への提出書類について連絡します。
- ア 土地所有権の変更(相続、売買、贈与など) ※相続登記前でもご連絡ください。
 - イ 土地所有者の住所、氏名(法人・団体の場合は名称)、連絡先の変更
 - ウ 契約代理人の変更

変更の連絡をいただけませんと、公社から重要な連絡ができない場合があります。

契約者のご家族、相続人となった方にも、公社への連絡についてご理解とご協力をお願いします。

2 分収造林地の相続手続、相続登記のお願い

契約者がお亡くなりになっているが、相続手続が開始されず相続登記が完了されていない場合、分収造林の変更契約締結や、地上権の変更登記などを円滑に進めることができません。

また、分収金の案内通知や支払が円滑にできませんので、お早めに相続手続されますようお願いいたします。相続登記完了後、お手数ですが公社までその旨ご連絡をお願いします。

【参考】相続登記相談窓口のご案内

法律相談されたい方には、司法書士会等が実施する法律相談のご利用をお勧めします。

- ・富山県司法書士会 TEL:076-431-9332 同無料面談相談予約 TEL:076-445-1620
- ・法テラス富山 TEL:0570-078351 050-3383-5480
- ・法テラス魚津法律事務所 TEL:050-3383-0030
- ・富山県弁護士会 TEL:076-421-4811

3 令和6年4月からの相続登記の申請の義務化について

令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。令和6年4月より前に相続した不動産も、義務化の対象です。

新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

制度や手続の詳細については、法務省ウェブサイトをご覧ください。



〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号
(富山県森林水産会館6階)
公益社団法人富山県農林水産公社 森林部
TEL 076-441-6155 (平日8:30~17:15)
076-441-5293
FAX 076-432-7086

- この広報冊子や公社営林に対するご意見、ご質問があれば、お聞かせ願います。
- ご不明な点があれば、遠慮なく当公社へ問い合わせください。



この紙は間伐材パルプを使用しています。